

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 26 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

じん臓機能障害の認定基準の見直しに係る周知について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成30年4月よりじん臓機能障害の認定基準の見直すこととしており、円滑な施行のためには見直し内容を周知することが重要と考えております。

今般、リーフレットの雛形を作成しましたので適宜御活用いただき、見直し内容の周知徹底について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課人材養成・障害認定係 電話 03-5253-1111 (内 3029) F A X 03-3502-0892

平成30年4月から

「じん臓機能障害」に関する

身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

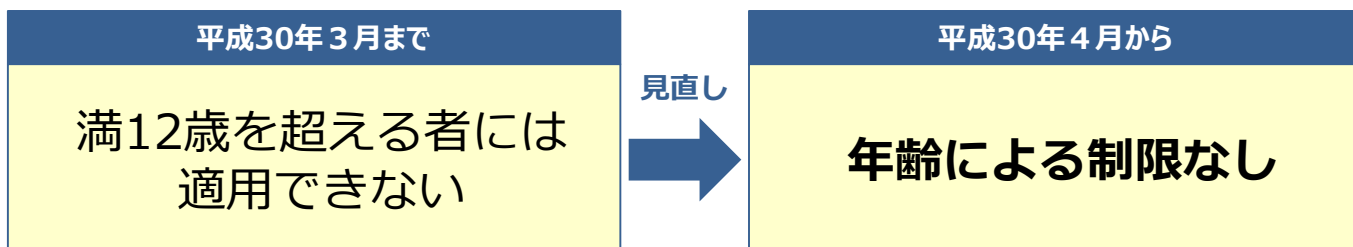
じん臓機能障害の認定基準について、日本腎臓学会及び日本透析医学会連名で、以下の2点を内容とする要望書が提出されました。

- ① 小児以外を含めた全ての者に対して、また1級、3級、4級に対して、既存の指標「血清クレアチニン濃度」に加え、「内因性クレアチンクリアランス値」を検査データの指標として追加することが適当。
- ② 3級、4級の認定においては、「血清クレアチニン濃度」の要件を満たさなくとも、「eGFR」の異常が高度な場合、「血清クレアチニン濃度」の異常と同等と見なすことが適当。

この要望書を受け、平成30年1月15日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、下記の通り認定基準の見直しが了承されましたので、ご注意ください。

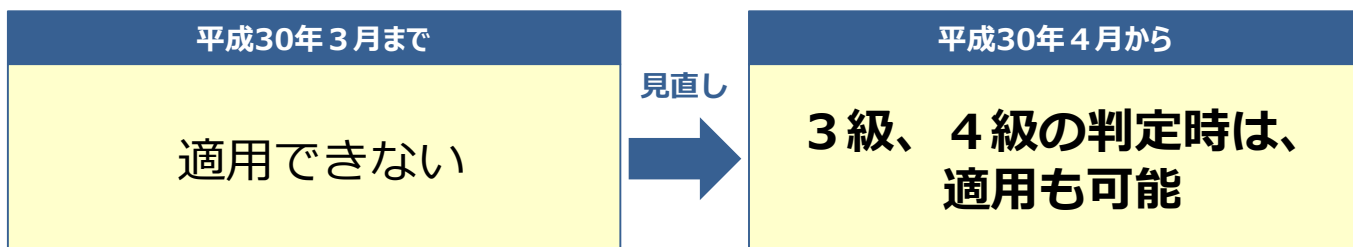
「内因性クレアチンクリアランス値」※1の適用について

※1 「内因性クレアチンクリアランス値」は、身長、体重が加味された数値であるため、体格等にかかわらず、じん臓機能障害による日常生活の困難度を正確に反映する観点で、有用な指標です。



「eGFR」※2の適用について

※2 「eGFR : estimated glomerular filtration rate」は臨床現場で広く用いられている指標であり、年齢、性別が加味されたものであるため、女性高齢者などの筋肉が少ない患者のじん臓機能も、適切に反映するものです。



平成30年4月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

裏面に新たな認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

じん臓機能障害の新たな具体的な認定基準

じん臓機能障害

1級	<p>内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチン濃度が8.0mg/dl以上であって、</p> <p>かつ、自己の身の周りの日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。</p>	
2級		
3級	<p>内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチン濃度が5.0mg/dl以上、8.0mg/dl未満であって、</p> <p>かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。</p>	<p>【臨床所見】</p> <p>a じん不全に基づく末梢神経症</p> <p>b じん不全に基づく消化器症状</p> <p>c 水分電解質異常</p> <p>d じん不全に基づく精神異常</p> <p>e エックス線写真所見における骨異栄養症</p>
4級	<p>内因性クレアチンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチン濃度が3.0mg/dl以上、5.0mg/dl未満であって、</p> <p>かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見のあるものをいう。</p>	<p>f じん性貧血</p> <p>g 代謝性アシドーシス</p> <p>h 重篤な高血圧症</p> <p>i じん疾患に直接関連するその他の症状</p>

【その他の留意事項】

- eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチンの異常に替えて、eGFR(単位はml/分/1.73m²)が10以上20未満のときは4級、10未満のときは3級と取り扱うことも可能とする。
- じん移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、これを実施しないと再びじん機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫療法を実施しないと仮定した状態を想定し、1級として認定することが適当である。

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〇〇県(市)〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇